

別表1

番号	105・1222
特定事業の名称	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業
措置区分	省令、告示、通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件（平成21年内閣府告示第3号）</li> <li>・ 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件（平成13年国土交通省告示第1664号）</li> <li>・ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）</li> <li>・ 道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）</li> <li>・ 基準緩和自動車の認定要領について（平成9年9月19日付自動車交通局長通達）</li> </ul>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものは、道路運送車両法上、原動機の総排気量又は定格出力の大小に応じて、自動車又は原動機付自転車となる。自動車又は原動機付自転車は、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。なお、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第55条第1項の規定に基づき、保安基準及び保安基準に基づく告示に定める基準のうち、国土交通大臣が定めるものについては、地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、基準緩和を受けることができる。また、自動車のうち、国土交通大臣が指定する特殊な構造を有する自動車は、告示により示されている。</p> <p>道路交通法上、自動車の中には車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じて、大型又は小型特殊自動車に分類されるものがあるが、そのうち、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車は、内閣府告示で定められている。</p> <p>また、道路交通法第77条第1項においては、道路において工事若しくは作業、工作物の設置、露店等の出店又は一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態や方法により道路を使用する行為等で都道府県公安委員会が定めるものをしようとする者は、警察署長の許可を受けなければならないこととされている。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における一定の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道において、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を実施する必要がある、かつ、当該実証実験の実施主体において、当該実証実験を確実にを行うための態勢（※1）を整えていると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについて、その原動機の排気量又は定格出力に応じて、原動機付自転車又は内閣総理大臣と国土交通大臣がそれぞれ指定する特殊な構造を有する自動車（以下「特殊自動車」という。）に区分する。</p> <p>また、原動機付自転車に区分されるものについては、保安基準第55条第1項に基づく基準緩和と同様の措置が受けられるようにするとともに、原動機付自転車に区分されるもの及び特殊自動車に区分されるもののそれぞれについて、地方運輸局長に基準緩和の認定の申請を行い、認定を受けることにより、保安基準の緩和措置（※2）を受けることができるようにする。</p> <p>さらに、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについては、都道府県公安委員会規則で定める、ナンバーを車体後面へ表示する義務の対象とする必要がないことを示すとともに、実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化し、実証実験に係る道路使用許可の基準等（※3、※4）を示すため、都道府県警察に対して通達を発出する。</p>

※1 実証実験を確実に行うための態勢

- ・実証実験を確実に行うための体制が整えられていること。
- ・安全に実証実験を行うための対策が取られていること。
- ・実証実験における事故及びヒヤリハットの発生状況等に関する関係行政機関への定期的な報告が確実に実施される態勢が整えられていること。

※2 実証実験で使用される搭乗型移動支援ロボットについて、新たに基準緩和の対象項目とする基準項目の例

- ・制動装置の性能
- ・前照灯の装備（昼間のみ運行する場合に限る）
- ・後部反射器の装備（昼間のみ運行する場合に限る）
- ・警音器の音量
- ・後写鏡の装備

※3 実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する許可基準

○実施の趣旨

- ・国又は地方公共団体が当該実証実験の実施に関与するものであること。
- ・適切な実施体制がとられていること。

○実施場所

- ・幅員がおおむね3.0メートル以上の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道であって、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね2.0メートル以上であること。
- ・歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の通行に支障が認められない場所であること。
- ・搭乗型移動支援ロボットが6キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、通行量が最大となると見込まれる時間の1時間当たりの歩行者等の通行量が幅員1メートル当たり合計120人・台以下であること。

○実施時間

- ・搭乗型移動支援ロボットが灯火装置を備えていない場合には、日出時から日没時までの時間であること。
- ・多数の幼児の通行が見込まれる時間が含まれないこと。
- ・許可期間は、最大6ヶ月の範囲内で、歩行者等の通行及び沿道の状況に応じた期間とすること。

○保安施設及び保安要員の配置

- ・実施場所の周囲に、実証実験中であること、実証実験に参加する場合には注意が必要であること及び実証実験に参加しない場合の通行場所を表示する看板を十分な数だけ設置すること。

また、日没時から日出時までの間（以下「夜間」という。）に実証実験を実施する場合には、夜間においても歩行者等が看板を確認できるようにするための措置をとること。

- ・実証実験中は、実施場所に現場責任者が常駐すること。
- ・実証実験中は、歩行者等との衝突のおそれのある箇所又は各搭乗型移動支援ロボットの近傍に、搭乗型移動支援ロボットに搭乗していない保安要員を配置すること。
- ・搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、実施場所への歩行者等の進入を物理的に防止する措置をとること。
- ・搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造である場合には、実施場所の境界を示すための措置をとること。

○搭乗型移動支援ロボットの構造等

- ・大きさは、おおむね、長さ150センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。
- ・道路外において、走行時の安全性及び安定性に関する実験が十分に実施されたものであること。

○操縦者

- ・大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じた運転免許を受けていること。
- ・操縦方法に関する講習を受け、十分な操縦経験を有していること。
- ・未成年者であるときは親権者の同意書が添付されていること。

	<p>○実証実験内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搭乗型移動支援ロボットの走行の場所、経路、速度、方法等に危険が認められないこと。</li> <li>・ 実証実験として適切な内容であること。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路又は交通の状況に照らし、支障がないこと。</li> </ul> <p>※4 実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する許可条件（※3以外のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に歩行者に注意し、道路の状況に応じた安全な速度と方法で走行すること。</li> <li>・ 周囲に歩行者がいるときは、徐行すること。</li> <li>・ 歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止すること。</li> <li>・ 他の搭乗型移動支援ロボットと並進しないこと。</li> <li>・ 夜間は、前照灯その他の必要な灯火をつけること。</li> <li>・ 申請に係る操縦者1名以外のものが搭乗しないこと。</li> <li>・ 操縦者はヘルメットを着用すること。</li> <li>・ 実証実験のための資機材等は、みだりに道路上に放置しないこと。</li> <li>・ 見学者を車道に出さないこと。</li> <li>・ 道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために必要と認められる事項</li> </ul>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実証実験の実施主体は、当該実証実験に使用する搭乗型移動支援ロボットについて、地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。</li> <li>・ 実証実験の実施主体は、実証実験に係る場所を管轄する警察署長に道路使用許可を申請し、許可を受けること。</li> </ul>

## 別表1

番号	936
特定事業の名称	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号) 附則第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	乳児6人以上を入所させる保育所に係る児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内における保育所であって、乳児を4人以上6人未満入所させるものに係る児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表1

番号	1224
特定事業の名称	45フィートコンテナの輸送円滑化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	(1)特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長、企画課長通達) (2)バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	(1)特殊車両通行許可限度算定要領上、セミトレーラについては長さ17メートルを境に車両分類が区分されており、45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車等の長さ17メートルを超える車両は長さ17メートル以下の車両と比べて通行条件が厳しくなる。 (2)国内貨物を積載する場合のコンテナ用セミトレーラに係る特殊車両通行許可の長さの上限値は17メートルとなっている。
特例措置の内容	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用できるよう、構造改革特別区域において、以下の措置を講じる。  45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車について、実施主体(申請者)が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際、道路管理者は、実施主体による車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の道路管理者への定期的な報告が、協定の締結又は特殊車両通行許可の条件により確実に実施されることを前提として、以下(1)及び(2)の措置を行うことができる。 (1)特殊車両通行許可限度算定要領によらず、当該車両の軌跡図を用いて審査を行い、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)まで緩和して許可すること (2)45フィートコンテナに国内貨物を積載する場合における車両の長さの許可の上限値を18メートルまで緩和すること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし